

憲法25条をくらしに生かそう

生活保護、税金、子育て、公営住宅など 生存権の保障を求める請願署名

請願趣旨

現在働いている人の3分の1（1600万人）が非正規社員です。働いても生活保護水準にも満たないワーキングプア（働く貧困者）が増え、経済的問題を理由にした自殺者が増えています。生活保護を受けている人は150万人、世帯数では104万世帯となり戦後最高になりました。しかし、老齢加算の廃止で食費を削り、葬式や結婚式にも出られない生活をしいられています。「ただ生きているだけ」というのは人間らしい生活なのでしょうか。

政府は「景気は回復した」といいますが、大企業がリストラをすすめ、海外進出・低コストによって空前の利益をあげているだけで、国民の多くは賃金に還元されず「景気がよい」状況ではありません。国民には医療・介護など社会保障の改悪、老年者控除や定率減税の廃止、住民税率の一律10%化などによる増税で悲鳴が上がっています。その一方で、大企業・高額所得者には減税政策がとられ、いっそう所得格差が広がっています。

女性は正規採用が少なく低賃金のためダブルワーク（2か所以上勤める）をしても低所得で、一般世帯の3分の1の収入しかありません。厚生労働省は、生活保護の母子加算を縮小・廃止し、就労を支援するからと児童扶養手当の額を08年4月から減額するとしています。「低いほうへ」「低いほうへ」と切り下げられては社会保障が総崩れとなり、憲法25条は生かされません。

公営住宅への期待が高まっていますが、建設を抑制し追い出しを図っています。誰もが安心して住み生活でき、子育てができるようにもとめるものです。



*憲法25条

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

請願項目

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

200 年 月 日

- 1 生活保護基準の引き下げをしないこと。老齢加算や母子加算を元に戻すこと。申請拒否や就労の強要をやめ、安心して生活保護を受けられるようにすること。
- 2 消費税の引き上げはしないこと。生活保護費や失業給付、障害年金などの社会保障給付に課税しないこと。住民税・所得税の各種控除の廃止・削減はやめること。最低生活費までは減税をすること。
- 3 就学援助の準要保護世帯に対する国庫負担を復活させること。母子家庭に支給されている児童扶養手当の減額はしないこと。
- 4 公営住宅を大量に建設して希望する人が入居できるようにすること。当面、入居できない低所得者に家賃補助を実施すること。

名 前	住 所

全国生活と健康を守る会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F

TEL 03-3354-7431

FAX 03-3354-7435